

2026年10月 フラット35適合証明サービス 表記できる文字・成果物について

2026年10月より、フラット35適合証明書の電子化が開始されます。
電子化に伴い、表記できる文字や成果物の交付方法について取扱いが変更となります。
表記できる文字については、住宅金融支援機構から正式な案内が公表され次第、あわせてご確認ください。
お客様にはご不便をおかけしますが、ご協力いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

10月以降に発行する適合証明書に表記できる文字について

2026年10月1日以降に発行する適合証明書に表記できる文字は次の通りです。

- **JIS第1水準、第2水準文字** および **一部の例外文字**※
※一部の例外文字
... 厩、劔、昇、高、ローマ数字（i～x、I～X）

- 特定の項目は **全角カタカナ・英数字**
（特定の項目：申請者名・建設の場所・建物の名称・住宅番号）

上記以外の文字は表記できません。

※今後の制度改正等により、内容が変更となる場合があります。

表記できない文字が含まれる場合の取扱い

表記できない文字でご申請をいただいた場合、当社の取扱いは次の通りです。

- ① 設計検査 および 中間検査の通知書についても原則適合証明書の取扱いに準じます
- ② 表記できない文字が申請書等に記載されていた場合、当社にて代替可能な文字へ置き換えます（申請書等の差し替えは求めません）
- ③ ②の場合において、代替する文字を判断できない場合は、ご担当者様へ表記する文字を確認いたします

2026年10月 フラット35適合証明サービス 表記できる文字・成果物について

10月以降に発行する成果物の交付方法について

適合証明書の電子化に伴い、**2026年10月1日以降に発行する成果物の交付方法を以下の通り変更いたします。**

なお、本取扱いは「発行日」が**2026年10月1日**以降の物件を対象としています。申請受付日ではありませんのでご注意ください。

成果物の種類	ポータルサイトにて 申請した物件の場合	ポータルサイト以外 の方法で申請した場合
①設計検査に関する通知書	ポータルサイトに PDFデータをアップロード	紙面にて交付（郵送） ※検査機関印の押印なし 普通紙に印刷
②中間現場検査に関する通知書		紙面にて交付（郵送） ※検査機関印の押印なし 普通紙に印刷
③竣工現場検査に関する通知書 ・ 適合証明書		申請書にて申告された 交付方法※

※③についてポータルサイト以外の方法で申請された物件のうち、メールによる交付を希望する場合は、申請書の該当欄にメールアドレスをご記載ください。

< 主な変更点 >

- ・ 設計検査および中間現場検査に関する通知書（①・②）は、検査機関印の押印を廃止します。
- ・ ポータルサイト以外の方法で申請された場合、①・②の通知書は偽装防止用紙を使用せず、普通紙に印刷して交付します。
- ・ 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書は、原則として電子交付とし、紙面での郵送は行いません。